

表 21 延滞債権の状況

(単位:千円)

	元金	利子	違約金	計
設備近代化資金	44,770	—	252	45,022
高度化資金	(B) 3,207,561	255,648	1,147	3,464,356
計	3,252,331	255,648	1,399	3,509,378

③条件変更債権

高度化資金については、一定の条件のもと返済期限の変更(先送り)が認められている。この債権は、返済期限の延長などによって調定未済なので、延滞債権にはなっていないが、不良債権とすることができる。この条件変更債権は、平成18年度末で(C)1,642百万円(元金ベース)ある。

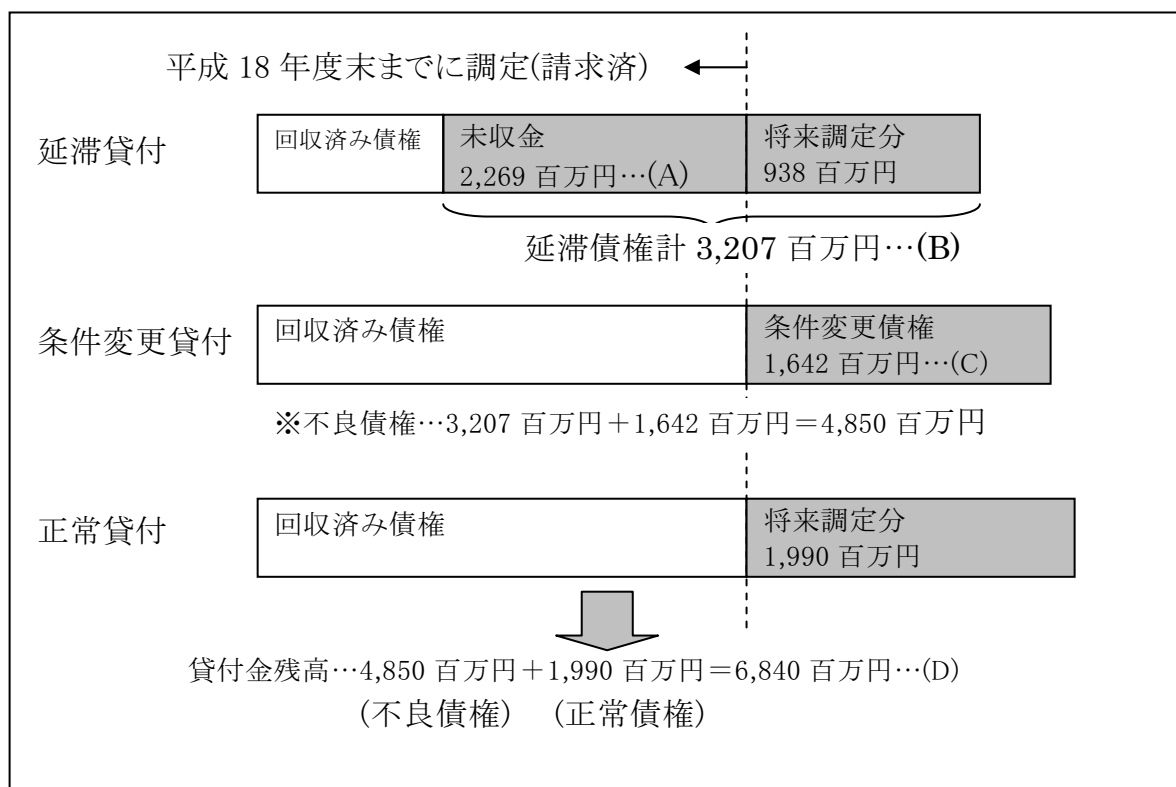
④貸付金残高（貸付金総額から既回収額を控除したもの）の状況

すべての貸付先に対する貸付金残高は、元金ベースで設備近代化資金が45百万円、高度化資金が(D)6,840百万円となっている。

⑤まとめ

高度化資金について、未収金、延滞債権、条件変更債権、及び貸付金残高の関係をまとめると以下のとおりとなる。

図 4 未収金、延滞債権、条件変更債権、及び貸付金残高の関係



（3）高度化資金における不良債権の内容分析

①都道府県全体と秋田県との比較

設備近代化資金については、すべて平成11年度以前に貸付けられたもので、現在は延滞債権の回収業務のみとなっている。

一方、高度化資金については、貸付金残高6,840百万円の約70%に相当する4,850百万円が不良債権となっている。他の都道府県も同様に、高度化資金による貸付を行っているため、70%という不良債権率そのものについて言及する前に、他の都道府県の状況と県の状況を比較する必要がある。そこで、まず機構の各都道府県への貸付実績及び不良債権の状況と県のそれとを比較する。

表22 機構の不良債権、貸付金残高の状況(元本)

年度	不良債権(A)						貸付金 残高 (B) (百万円)	不良 債権率 A/B %
	延滞債権		条件変更債権		合計			
	件数	残高 (百万円)	件数	残高 (百万円)	件数	残高 (百万円)		
H12	558	55,386	264	91,873	822	147,260	1,071,754	13.7
H13	594	67,109	312	109,579	906	176,688	953,434	18.5
H14	602	67,082	357	124,808	959	191,890	853,482	22.4
H15	625	70,497	425	138,518	1,050	209,016	775,954	26.9
H16	635	69,926	442	132,445	1,077	202,371	686,235	29.4
H17	—	—	—	—	—	—	—	—
H18	—	—	—	—	—	—	—	—

出所:会計検査院「平成16年度決算検査報告」

(注1)機構の各都道府県への貸付の状況。各都道府県が回収未済のものは機構へも返済しないので、結果的に各都道府県全体の状況を示すことになる。

(注2)延滞債権は、3か月以上延滞している債権及び破綻先債権

(注3)条件変更債権は、当該年度に償還猶予を行っている債権

表 23 県の不良債権、貸付金残高の状況(元本)

年度	不良債権(A)						貸付金 残高 (B) (百万円)	不良 債権率 A/B %
	延滞債権		条件変更債権		合計			
	件 数	残高 (百万円)	件数	残高 (百万円)	件数	残高 (百万円)		
H12	28	2,681	0	0	28	2,681	10,211	26.3
H13	31	2,714	1	60	32	2,774	9,714	28.6
H14	34	2,894	6	780	40	3,674	9,252	39.7
H15	34	2,926	15	2,098	49	5,024	8,298	60.5
H16	33	2,854	15	2,290	48	5,144	7,761	66.3
H17	32	3,216	13	1,667	45	4,883	7,194	67.9
H18	32	3,207	13	1,642	45	4,850	6,840	70.9

(注1) 延滞債権は、調定済み未回収残がある相手先に対する貸付金残高

(注2) 条件変更債権は、当該年度に償還猶予を行っている債権

上の2表より、機構の各都府県への貸付、県の組合等への貸付のいずれも不良債権が増加している一方で、貸付金残高が減少していることにより、不良債権率が増加していることがわかる。不良債権が増加傾向にある理由は、バブル崩壊前後に進められた商店街近代化や工場建設が、バブル崩壊、不況の長期化によって共同事業を共に行っている事業者の経営不振等となり、貸付金の償還が困難となる中小企業者等が増加しているためと思われる。一方、貸付金残高の減少は、不況の長期化による民間設備投資の減退を反映している。なお、機構と県では、延滞債権の捉え方が若干異なるが、それを差し引いても県の不良債権率は高いことがわかる。

②延滞債権の分析

次に、延滞債権の内容を分析する。会計検査院は、平成16年度決算検査報告で、特に掲記を要すると認めた事項として「中小企業高度化事業における不良債権が多額に上っていて、その解消を図るため、より一層の債権管理態勢を整備することが必要な事態について」を報告している。その報告の中で17都府県の状況を検査している。この17都府県の検査結果(平成16年度)と県の状況とを比較する。

第4章 監査の結果と意見（各論）

表 24 延滞債権の貸付先の状況

		営業中	休業中	廃業	合計
秋田県	件数	19	0	13	32
	割合(%)	59.4	0.0	40.6	100
17都府県	件数	113	10	72	195
	割合(%)	57.9	5.1	36.9	100

出所：秋田県内部資料、会計検査院「平成16年度決算検査報告」

表 25 延滞先に対する物的担保の状況

		担保評価額が延滞残高を上回っている先	担保評価額が延滞残高の50%以上100%未満	担保評価額が延滞残高の50%未満	担保物件が処分されるなど担保のない先	合計
秋田県	件数	5	12	8	7	32
	割合(%)	15.6	37.5	25.0	21.9	100
17都府県	件数	50	41	50	54	195
	割合(%)	25.6	21.0	25.6	27.7	100

出所：秋田県内部資料、会計検査院「平成16年度決算検査報告」

(注1)担保評価額は、秋田県の場合固定資産評価額の70%で評価している。一方、17都府県の場合、それぞれの対象県の評価方法による。

表 26 法的処理の実績(件数)

		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
秋田県		法的処理の実績なし。						
17都府県	抵当権実行件数	1	6	8	6	5	—	—
	強制執行件数	0	2	2	3	2	—	—

出所：秋田県内部資料、会計検査院「平成16年度決算検査報告」

延滞債権の件数は、県が32件(平成18年度末)であるのに対して、17都府県合計で195件(平成16年度末)となっている。なお、県は組合員貸であるが、各都道府県の中には組合貸もあるため、一概に延滞債権の件数の比較はできない。

次に、延滞債権の貸付先の状況は、県、17都府県いずれも営業中が50%を超えているが、一方で、すでに廃業しているケースも40%前後あり、状況は類似している。最後に法的処理の状況は、県では過去に法的処理の実績はないが、17道府県では僅かではあるが法的処理を行っている県もある。

（4）県の債権管理の状況

①債権管理マニュアルの作成

県は、債権管理を適正に行うために、「中小企業高度化資金債権管理マニュアル」を平成12年4月に作成した。このマニュアルでは、1)債権分類の基準の設定 2)債権分類の基準に応じた管理方針の提示 3)連帯保証人への対応方針の提示 4)債権管理の実施体制の提示 5)債権保全措置などが記載されている。

②債権分類

前述したとおり、マニュアルにおいて債権分類の基準を設定し、それぞれの区分ごとに管理方針を定めているが、具体的には、金融庁が定めた検査マニュアルをベースとして、県独自の考え方によって5つに分類して管理を実施している。具体的な分類と管理方針は次のとおりとなっている。

表27 債権分類

分類	対応方針
正常債権 (回収期待額100%)	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な決算書等を入手して、財務内容を調査 財務内容の調査の結果、必要であれば経営改善に向けての診断指導
要注意債権 (回収期待額100%)	<ul style="list-style-type: none"> 診断指導を実施し、必要であれば返済条件の変更を検討 延滞が発生した場合、速やかに対応し方針を決定する
回収困難債権 (回収期待額80%)	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な訪問及び必要な助言指導 再建が困難な場合、担保処分及び連帯保証人への請求を行う 適正額の分納が行われている場合には、分納の継続と増額を指導する 分納の長期化が予想される場合には、財務分析と経営能力に応じた分納を指導する
回収不能債権 (回収期待額50%)	<ul style="list-style-type: none"> 徴収停止(地方自治法240条、同法施行令第171条の5)の検討 履行延期の特約(地方自治法240条、同法施行令第171条の6)の検討
破綻債権 (回収期待額なし)	<ul style="list-style-type: none"> 不納欠損処分の実施

出所:秋田県作成「中小企業高度化資金債権管理マニュアル」より抜粋

平成18年度末現在、高度化資金及び設備近代化資金における延滞債権を上記の分類の基準にしたがって分類すると、以下のとおりとなる。

表 28 延滞債権に対する債権分類

	高度化資金		設備近代化資金	
	件数	延滞債権額 (元本) (百万円)	件数	延滞債権額 (元本) (百万円)
要注意債権	1	11	1	1
回収困難債権	7	1,811	5	18
回収不能債権	16	1,286	5	18
破綻債権	8	100	8	9
合計	32	3,207	19	47

出所:秋田県内部資料

③機構との連携

県と貸付先は、金融機関のような日常の取引がなく、貸付先の動向を常時把握することには限界がある。また、債権管理を行っていくためには、時効の問題や民事の手続など専門的知識が求められる場合もある。このような点を補完するためにも、高度化資金においては、県と機構が連携した債権管理が必要となる。この点、機構は独立行政法人化した際の中期計画等の中で、都道府県の債権管理業務を支援するなどの措置を講じ債権管理業務の充実を図るとして、積極的に県と連携を図る姿勢を示している。

一方、県では、破綻した1案件の資産競売後の残債回収について、機構の債権調査アドバイザー制度を活用して専門家のアドバイスを受けた実績がある。

また、延滞先ではないが、貸付先の経営改善を支援する制度も活用している。

④あきた企業活性化センターの活用

あきた企業活性化センターは、中小企業の支援をあらゆる面から行うことを目的として、県の100%出資によって設立された財団法人である。センターの各種業務の中には、中小企業支援機関事業として、中小企業に対して窓口相談や専門家派遣さらには診断・助言を行っている。過去において「高度化資金」に関連した支援の実績は次のとおりである。

表 29 あきた企業活性化センター活用数

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
専門家派遣	1件	—	—
診断・助言事業	24件	23件	24件

(注)専門家派遣は、平成 19 年度に 1 件実施中である。

⑤台帳等による管理

中小企業近代化助成資金システムによる管理のほか、訪問記録等が詳細に記

載された貸付先ファイル等で債権管理を行っている。

⑥ 違約金の管理

設備近代化資金、高度化資金のいずれも、支払期日に支払いが完了できなかった場合、支払期日から支払完了日までの日数に応じて違約金が発生する。債権管理上は、たとえ延滞債権であっても支払が完了しなければ違約金額が確定しないため調定できないが、償還指導時などに計算して管理している。

（5） 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（6） 監査の意見

① 全般事項

設備近代化資金については、現在は延滞債権の回収業務のみである。一方、高度化資金については、貸付金残高 6,840 百万円の約 70%に相当する 4,850 百万円が不良債権となっている。いずれの資金も、不良債権をいかに管理するかは、県にとって重要な問題となっている。特に、高度化資金の延滞金額は多額であり、全国の都道府県の平均と比較しても延滞債権率は高い。この状況に至った原因については、零細企業に対する制度融資という特徴や、秋田県の経済状況などを総合的に検討しなければならず、今回の監査のみでは、特定できない。しかしながら、今後、県は機構と連携をして、より一層債権管理体制を整備し、不良債権の回収に努めなければならないことは確かである。

② 債権分類毎の回収事務に関するより一層の高度化

現在、担当課では、実質担当職員 2～3 名分の工数で約 130 から 140 もの貸付先の管理を行っている。現在、担当職員は、担当貸付先について、貸付後 2～3 年の間は運営診断を実施し、その後も 2 年に一度は巡回訪問している。また、経営改善が必要な相手先には、随時経営指導を実施するほか、年に 2 度は訪問し状況の把握に努めている。しかしながら、多くの貸付先を管理しなければならないことより、1 つの貸付先に要することができる労力は限られる。

よって、限られた担当職員で最大限の効果を発揮するためには、今以上に選択と集中による管理が必要である。この点、すでにマニュアルに基づいて債権分類毎の管理が実施されているので、これを最大限に利用し、重要管理が必要な貸付先を選定し、人的資源を集中すべきである。例えば、以下の表のような方針を明確にし、分類毎に職員の投入度合いを明確にするなどして、重要な相手先には人的資源を集中的に投入し、一方、投入効果があまり見込めない貸付先には最小限の労力で管理するべきである。

表 30 債権分類と職員の投入度合い

分類		職員の投入度合い	対応方針
正常債権		小	・毎期決算書を入手し状況把握 (あるいは、あらかじめ担当課で「状況報告書(財務含む)」ひな形を作成し、毎期貸付先に提出させる。担当課は毎期、この「状況報告書」を横並びで比較するが、訪問はしない。)
要注意債権	延滞未発生	最大	・診断指導(頻繁に訪問) ・機構の支援スキームを最大限利用 ・返済条件の変更を検討
	延滞発生 (初期段階)	最大	・診断指導(頻繁に訪問) ・機構の支援スキームを最大限利用 ・分納等対応方針の検討
回収困難債権	延滞発生 (再建可能)	最大	・診断指導(頻繁に訪問) ・機構の支援スキームを最大限利用 ・分納等対応方針の検討
	延滞発生 (再建不可能)	中	・分納方針の検討(訪問は年に1度程度) ・担保処分を検討 ・連帯保証人への請求
	廃業	小	・担保処分を検討 ・連帯保証人への請求
回収不能債権	営業中	小	・分納方針の検討(訪問は年に一度程度) ・担保処分を検討 ・連帯保証人への請求
	廃業	小	・担保処分を検討 ・連帯保証人への請求 ・不納欠損処分の検討
破綻債権		小	・不納欠損処分の実施

③機構との連携

前述したとおり、機構は独立行政法人化後、積極的に県と連携を図る姿勢を示している。一方、県では、破綻した貸付先の資産競売後の残債回収と、経営改善の2案件についてのみ、機構の支援制度を活用している。機構は、中期計画の中で、県への債権管理業務を支援するとしているため、今後は、各地域に設けた支部との連携や、債権調査アドバイザー制度の積極的な活用など、より積極的に機構と連携をし、債権の回収に努めるべきである。

④あきた企業活性化センターの活用

前述したとおり、平成18年度の「高度化資金」に関して、あきた企業活性化セン

第4章 監査の結果と意見（各論）

ターによる診断・助言は24件となっている。また、専門家の派遣は平成16年度に1件、平成19年度に1件あるのみである。今後、より一層あきた企業活性化センターを活用し、貸付先の経営改善、それに伴う回収額の増額に努める必要がある。

⑤債権管理業者（サービサー）の活用

②に記載した通り、今後は、特に不良債権の未然防止という観点から、選択と集中によって効率的に各債権を管理することが重要である。また、③、④に記載したとおり、効率的に管理をするためには、機構との連携やあきた企業活性化センターを最大限に利用するべきである。

しかしながら、最大限の効率的管理を実施しても、限られた人員での管理には限界がある。このような場合には、債権管理業者（サービサー）の活用を検討するべきである。債権管理業者については、すでにその活用を行っている自治体もある。例えば、徳島県では、高度化資金及び設備近代化資金の債権回収の取組みの一環として、債権管理業者に対して、不良債権の未然防止の観点から貸付先の経営状況の把握・分析等を行わせており、徳島県はその分析結果を受けて必要な対応を適時に実施できるような体制を構築しようとしている（「第3章 監査の結果と意見 3 未収金管理の抜本的見直しの必要性」を参照）。

⑥違約金の算定

設備近代化資金及び高度化資金のいずれの場合も、延滞債権の支払が完了しなければ違約金額が確定せず、また、高度化資金については中小企業基盤整備機構との協議等により違約金が免除される場合もあるという理由で、支払が完了した貸付先のみ違約金を調定している。

一方、支払が完了していない貸付金については、償還指導時に計算して把握している。しかしながら、元利が未納のものについても潜在的な違約金であるため、年に一度、年度末時点等一定時点の違約金額を把握し管理するべきである。

4 工業団地開発事業に対する未収金

（1）概要

①制度の趣旨

県内の産業の振興及び経済の活性化を目的として、県内における企業立地の際の初期投資の大幅な削減を図り、工業団地の有効活用と企業誘致を促進する「あきたリッチプラン」の一環として、企業立地のための団地分譲制度を設けている。

工業団地分譲制度では、県を事業主体とする13箇所の工業団地について減額譲渡・減額貸付等による分譲・貸付事業を行っている。

根拠法令としては、秋田県工業団地内の土地の減額譲渡及び減額貸付に関する条例、秋田県工業団地管理及び処分要綱（旧秋田県内陸工業団地管理及び処分要綱、旧秋田県企業局工業団地事業用借地権に基づく貸付制度取扱要領）等である。

②団地譲渡制度

1）分譲制度

分譲制度は、通常の売買契約の他、使用貸借特約付売買契約によっても可能である。

ア）売買契約

県の誘致企業や中小企業等協同組合で工場等集団化計画を樹立しているもの等（譲受企業）は、一定の条件の下に県の取得価額よりも最大で50%割引価格で工業団地内の用地を譲り受けることが出来る。

譲受企業は、用地について売買契約の日から12年以内は、その用途等について以下のような制約を受ける。

売買契約の日から2年以内（指定期日）に必要な工事を完了し、事業の用途に供する必要がある。

指定期日から10年以内（指定期間）、秋田県の承認を得ずに当該用地に各種権利を設定することできない。

県は、指定期間満了の日までに契約違反があった場合には、要綱の定めに基づき当該用地の買い戻しを行う。これに違反した譲受企業には所定の違約金が発生する。

イ）使用貸借特約付売買契約

譲受企業は、使用貸借特約付売買契約によっても上記の制約の下に用地を取得することが出来る。同契約は一定期間内の売買予約を前提とした使用貸借分譲であり、使用貸借期は契約締結の日から10年以内となっている。売買代金の支払方法は、契約締結時の金額とし、使用貸借期間満了の翌日までに一括納入としている。期限内に納付がない場合は、県は直ちに契約を解除することが出来る。